

⑨ ふるさと創生支援事業（拡充）

◆概要

住民の新たな発想を喚起し、活力と魅力に満ちた町づくりに資する活動を支援することにより、町民が主体となった ふるさと「今金」の振興・発展を図るため、下記の対象事業に対し交付金を交付します。

◆募集期間 通年

※急を要する場合は、事務局へご連絡下さい。

◆事業期間 原則、申請年度内で終了する事業が対象です。

※町長が特に認めた場合、2ヶ年度以内



◆対象事業

- ①産業育成事業 例：今金産商品開発、生産物開発、販路拡大事業など
- ②人材育成事業 例：少年スポーツ振興、青少年交流、文化講演開催など
- ③自然環境保全事業 例：森林環境保全、環境保全製品開発、手作り公園整備など
- ④住民スクラム事業 例：自治会、町内会等で行う各種イベント事業、地域の課題に対し地域として積極的に取り組む事業など

※平成28年度より小規模活動支援事業は廃止しました。

◆補助率・交付上限額

| 事業項目 | 補助率 | 交付上限額 | |
|-----------|---|-------|-------|
| | | 団体 | 法人等 |
| ①産業育成事業 | 新規に団体法人を設立し、新たに産業育成事業を行う場合75%以内 上記以外は50%以内 | 200万円 | 500万円 |
| ②人材育成事業 | 総事業費の75%以内 →90%以内改正 | 200万円 | |
| ③自然環境保全事業 | 総事業費の75%以内 →90%以内改正 | | |
| ④住民スクラム事業 | 総事業費の90%以内 | | |

◆補助要件

- ・町内に住所を有する者及び町内事業所等に常時勤務する者で構成される団体。
- ・町内に事業所等を有する法人等。（法人設立登記または組合登記等がされていること。）

◆必要書類

申請書、事業計画書、資金収支計画書、予算書、団体規約、団体名簿など

今金町役場 まちづくり推進課（☎82-0111）へお気軽にご相談ください。

まちづくり情報誌

No.33

2016. 4. 15 発行 まちづくり総合戦略室

特集 平成28年度から始まる町の新規事業について

はじめに

平成28年度は、今金町のまちづくりの指針となる最上位計画『第5次今金町総合計画後期計画』や人口減少克服や地方創生に特化した計画『今金町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づく**新たな事業**が始まります。

そこで、今回はその新規事業概要や手続き方法などをわかりやすくご紹介します。皆様の生活が豊かにそして、まちが活性化するような支援事業などもございますので、どうぞご活用下さい。

目次

■暮らし生活等支援事業

- ① マイホーム取得奨励事業（まちづくり推進課）・・・2
- ② 住宅リフォーム助成事業（まちづくり推進課）・・・3
- ③ 産業基盤整備促進支援事業（まちづくり推進課・産業振興課）・4
- ④ 町有地活用による住宅建設支援事業（総務財政課）・・・6
- ⑤ 結婚新生活支援事業（総合戦略室）・・・8

■まちづくり活動等支援事業

- ⑥ 人材育成・まちおこし助成事業（総合戦略室）・・・9
- ⑦ 地域特産品開発支援事業（総合戦略室）・・・10
- ⑧ 自治会町内会独自活動支援事業（まちづくり推進課）・・・11
- ⑨ ふるさと創生支援事業（まちづくり推進課）・・・12

① マイホーム取得奨励事業（新規）

◆概要

町内に住宅を取得する方に対し、マイホーム取得奨励金を交付し、住宅取得の初期費用の負担を軽減することにより、住みよいまちづくりのための住環境整備の推進と、転入人口の増加及び転入人口の抑制を図り、人口減少の歯止め及び人口構成バランスを改善させ、活力ある地域社会を築くことを目的とする事業です。

◆交付概要

町内に住宅を取得（新築・建売住宅購入）した場合に奨励金 **40万円** を交付します。

また、**他市町村から転入する方、子育て世代の方、町内業者による施工の場合などはさらに奨励金に加算があります。**

交付の要件を満たす住宅を新築したり、建て替えまたは建売住宅を購入する場合 **40万円** の奨励金を交付し、次に掲げる要件を満たす場合は加算して交付します。

- ①町外から転入した世帯 **50万円**
- ②町内業者による施工の場合 **50万円**
- ③就学前児童がいる世帯、または40歳未満の単身世帯、または夫婦どちらかが40歳未満の夫婦のみ世帯 **30万円**
- ④障害者手帳2級以上を交付されている方がいる世帯で、その障害程度や種別に対応した住宅の場合 **10万円**
- ⑤住宅用太陽光発電システムを設置、またはすでに設置されている建売住宅を購入する場合 **10万円**



◆交付要件

- ①交付要件を満たす住宅（次に掲げるすべてを満たす建物）
 - ア 玄関、居室、台所、便所及び浴室を有し、生活するために必要な機能を備えていること。
 - イ 自己の居住の用に供する部分の面積が50㎡であること。
 - ウ 建築基準法及びその他法令の規定に違反していないこと。
 - ②住宅を新築、建て替えまたは建売住宅を購入し、新たに自己の所有物にすること。
 - ③建売住宅は建築確認日から1年を経過していない住宅であり、かつ使用されたことのない住宅であること。
 - ④平成28年4月1日以降に町内に住宅を取得して定住していること。
 - ⑤住宅の所有権の持分を、住宅居住者が2分の1以上有すること。
 - ⑥交付金の交付を受けようとする方及び同一世帯に属する方全員に町税等の滞納がないこと。
 - ⑦取得した住宅の所有権保存登記をしていること。
- ※適用除外
- ①相続、贈与等の取得対価を伴わない事由で住宅を取得した場合
 - ②公共事業に伴う住宅の移転補償により住宅を取得した場合

今金町役場 まちづくり推進課（☎82-0111）へお気軽にご相談ください。

⑧ 自治会町内会独自活動支援事業（新規）

◆概要

町内会及び単位自治会において、様々な課題解決のために取り組んでいる独自活動に対し、事業費の一部を補助することにより、組織内の連帯感を育成し、地域住民の福祉の向上及び地域コミュニティ活動を支援します。

◆助成対象者

町内会及び自治会。2団体以上の合同事業も可能
※連合町内会や連合自治会は対象外

◆助成内容

対象事業費の10分の10以内（助成金 上限額10万円）

必要経費が10万円を超える場合は、超えた額は**自己負担**となります。
平成28年度～平成30年度の3年間で1団体1事業が補助金交付の限度です。

◆対象経費

町内会や自治会が主催する事業で、地域が抱える課題解決のために実施される事業です。
定例で実施している、総会などの事業は対象外です。

※補助対象経費にならないもの

- ①交付決定日以前の経費 ②管理的経費 ③他の補助事業を財源とするもの ④飲食費等

【補助金の活用例】

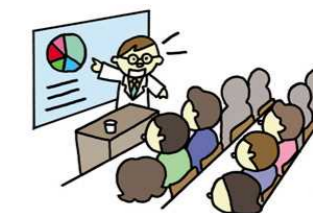
（例1）高齢者の外出機会提供事業

単位自治会で高齢者の外出機会を増やすため、改善センター等でカラオケ大会を開催したいが、カラオケの機材がないので備品購入したい。



（例2）『地域づくり講演会』視察研修事業

地域づくりをテーマとした講演会が函館市内で開催されるので、視察研修事業として参加したい。
バス代や参加者の宿泊費等に補助してほしい。



注) 全ての事業において、2町内会以上または2自治会以上の複数団体で事業を実施してもかまいません。例えば2団体の場合、補助金の上限は**10万円×2団体=20万円**となります。複数の会長名の連名での申請となります。

今金町役場 まちづくり推進課（☎82-0111）へお気軽にご相談ください。

⑦ 地域特産品開発支援事業（新規）

② 住宅リフォーム助成事業（拡充）

◆概要
今金町で生産する原材料を加工した商品又は今金町の魅力をPRするため、地域特産品を加工して試作品を作ったり、許可をとったり、市場を調査したり、初期投資にデザインの開発や備品の購入など、新たな事業にチャレンジする団体や個人への助成制度です。

◆助成対象者 今金町内に在住の個人及び団体
(※法人や事業者は対象外です)

◆助成内容
対象事業費の4分の3以内(助成金 上限額50万円)

同一年度内に1団体1個人につき1事業。
同一事業を継続して行う場合は、最長2ヵ年まで補助。
(※単年ごとの補助とし、その都度申請が必要です)。

- ◆対象経費
- ・地域特産品開発研究および販路調査に要する経費
 - ・食品の加工の研究に係る経費
 - ・デザイン開発およびパッケージ製作に要する経費
 - ・コンクール、試食会等のイベントに要する経費
 - ・その他町長が認める事業



例) 日本一の今金男爵いもを使った冷水スープを開発して今金町のお土産を作りたい!



- ・食品加工の調査研究 等
- ・商品パッケージ、デザイン等
- ・各種イベント経費 等
- ・販路調査 等
- ・許認可手数料 等

今金町役場 まちづくり総合戦略室 (☎82-0111) へお気軽にご相談ください。

◆概要
町民の居住環境の向上と地域経済の活性化対策の一環として、住宅を持つ町民の方が町内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム費用の一部を助成する事業を平成25年度から実施していますが、**平成30年度まで期間を延長します。**

- ◆助成対象者
次の要件をすべて満たす方
- ①町内在住で、住民登録をしている個人
 - ②住宅リフォームを行う住宅の所有者で、かつ、その住宅に現に居住している方
 - ③本人及び同一世帯に属する方全員が、町税や町に納付すべき使用料等を滞納していないこと
- ※これまで、同一住宅及び同一人の助成は1回限りとしていましたが、既に助成を受けたことがある方も申請が可能となります。

◆助成対象住宅
町内に建設されている専用・併用住宅(店舗併用住宅の住宅部分を含み、アパートは除きます)で、所有者が自ら居住している住宅

◆町内施工業者
町内に事業所、営業所を持つ法人や町内に住所を有し、町内で営業している個人事業者

- ◆対象工事
次の要件をすべて満たすこと。
- ①助成金の交付決定前に住宅リフォーム工事に着手していないこと
 - ②申請する年度の年度末(3月31日)までに工事が完了し、完了届が提出できること
 - ③住宅の増築工事・改築・修繕工事で、工事費などの事業費(税別)が30万円以上のもの
- ※新築工事や解体のみの工事、車庫・物置等の工事や外構工事、その他の助成金、交付金等の交付を受けた工事に要した費用は助成事業の対象となりません。

◆助成措置
住宅リフォーム工事費など事業費(税別)の**20%(助成金 上限額30万円)**
※千円未満の端数は切捨て

- ◆申請の流れ
- ①リフォーム内容の確定(町内施工業者と十分に相談)
 - ②交付申請書の提出
 - ③助成金の交付決定(決定通知書を送付)
 - ④工事着手
 - ⑤工事完了
 - ⑥工事完了届の提出
 - ⑦助成金額の確定(確定通知書を送付)
 - ⑧助成金の交付



今金町役場 まちづくり推進課 (☎82-0111) へお気軽にご相談ください。

③ 産業基盤整備促進支援事業（既存事業者向け支援メニュー拡充）

◆概要

商工業者や農業者の後継者育成と確保、新規参入と起業の支援などに対し、総合的かつ多角的な支援施策を展開し、地域産業の構築を図ることを目的に平成27年10月より助成事業がスタートしました。

(1) 産業基盤施設改装助成事業（店舗等・農業施設）

◆助成概要

経営の効率化や拡大、建設設備等の機能維持及び向上のために行う**改装工事**

◆対象施設

店舗・事務所・工場及び倉庫などの事業に直接供する建物

◆対象経費

工事費用50万円以上の増築・改築（既存施設の代替や拡張としての建築工事を含む）・修繕工事で町内業者による施工。但し、町内業者によることが困難の場合はこの限りではない。

◆除外要件

事業または営農以外の用途と併用の場合、その他用途部分に係る費用、他の助成対象の場合、当該工事に係る費用、工事が伴わない備品購入のみに係る費用など

◆助成措置

対象経費（税別）の**30%（助成金 上限額100万円）** ※千円未満の端数は切捨て

(2) 設備投資助成事業（商工業設備・農業設備）

◆助成概要

経営の効率化や拡大、償却設備等の機能維持及び向上のために行う**新規導入または更新**に対する助成

◆対象設備

経費が50万円以上で事業等の用に直接供する償却設備
固定的に設置して使用する設備（携帯が可能な物や自走式のもの、動力に連結して容易に移動が可能なものは除く）

◆対象経費

設備の購入費及び設置に係る工事費

◆除外要件

他の助成対象の場合、当該工事に係る費用

◆助成措置

対象経費（税別）の**30%（助成金 上限額100万円）** ※千円未満の端数は切捨て

今金町役場 まちづくり推進課（商工業関係）・産業振興課（農業関係）
☎82-0111）へお気軽にご相談ください。

⑥ 人材育成・まちおこし助成事業（新規）

◆概要

本町の活性化を推進するためには、幅広い視野を持ち、行動力ある人材を育成することが重要な課題となっています。

また、町内では各種グループが様々な分野で活動しておられますが、まちおこしにつながるこれらのグループなどの活動を支援することが町の活性化に資するものと考えます。そして、人材の育成とまちおこし事業をそれぞれ別の事業としてとらえるのではなく、両事業をより高い視野で複合的にとらえ、人材育成を主眼とした事業の中でまちおこしを行い、また、まちおこし事業を行う中で人材の育成を行おうとするものです。



◆助成対象者 今金町内に在住の個人及び団体

◆助成内容

対象事業費の10分の10以内（助成金 上限額10万円）

同一年度内に1団体1個人につき1事業。

◆助成期間 平成28年度～平成30年度 3カ年

◆助成対象事業

(1) 今金町まちおこしグループ育成・人材育成支援事業

- ①人材集団育成事業・・・町の活性化を推進するための人材育成を促進するための研修、運営及び人材育成事業に要する経費を助成。
- ②グループ活動支援事業・・・地域振興を図るため、地域に根ざした産業・まちづくり活動を行うグループ等に対して助成。

(2) イベント開催等支援事業

- ①町内で開催されるイベントの開催経費を助成。

※助成対象経費にならないもの

- ①交付決定日以前の経費
- ②団体（個人）の管理的経費
- ③他の補助事業を財源とするもの
- ④飲食費等

今金町役場 まちづくり総合戦略室(☎82-0111)へお気軽にご相談ください。

⑤ 結婚新生活支援事業（新規）

◆概要

本事業は、経済的理由により結婚に不安を抱える方に対して、住居費を支援することにより結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えるとともに、少子化対策を推進する事業です。

◆事業内容及び補助内容

ア. 北海道補助対象 → 平成27年国の補正予算関連予算活用
 ・新規に婚姻した世帯（世帯の年所得300万円未満の世帯に限る。）

イ. 今金町単独補助対象

・既に婚姻している世帯（世帯の年所得300万円未満の世帯に限る。）

ウ. 助成金 **上限額18万円**

- ・上記アは新規住宅取得又は新たな賃貸に係る経費に対する助成
- ・上記イは新たな賃貸に係る経費に対する助成

◆申請対象者：**新規に婚姻された方**もしくは**既に婚姻している方**が対象です。

- ◆条件：① 世帯の年所得300万円未満の世帯
 ② 新たに住宅取得又は新たに民間住宅やアパート等を借りる方
 （※社宅、官舎、町営住宅等の公的賃貸住宅は対象外）



◆申請先：まちづくり総合戦略室へ申請書を提出し書類を審査して決定通知を交付します。

◆助成金：住宅取得又は家賃を助成します。（助成金 上限額18万円）

今金町役場 まちづくり総合戦略室（☎82-0111）にお気軽にご相談ください。

③ 産業基盤整備促進支援事業（起業・移住定住者向け支援メニュー）

(3) 空き地・空き家・空き店舗活用助成事業

◆助成概要

町内に存在する空き地・空き家・空き店舗の活用に対する助成

◆事業要件

小売・宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業等の事業所又は店舗の開設
 展示会場・イベントスペース・チャレンジショップコーナーなど集客施設の開設

◆除外要件

空き地等取得の日から1年以内に着手しないもの。同一経営者による事業再開など

◆助成措置

- ①土地建物賃借料助成・・・1年次目40% 2年次目30% 3年次目20%
上限額 年間36万円
- ②工事費等助成・・・工事費用50万円以上の増改築（建物取得費含む）、新築工事
上限額 増改築工事250万円 新築工事500万円
- ③設備導入助成・・・設備投資助成事業を準用
- ④雇用促進助成・・・町民の常時雇用者1人につき**年間30万円 3年間**
上限額 年間90万円

(4) 企業立地促進助成事業

◆助成概要

事業所（工場、試験研究施設、ソフトウェア施設、観光施設等）の設置に対する助成

◆対象者要件

新たに事業所を新設する町外事業者

事業所を増設又は事業拡充のため事業所を再設置する町内事業者

◆事業要件

投資額 1,000万円以上（土地を除く）でかつ新規の常時雇用者3名以上

◆助成措置

- ①事業所立地助成・・・建物、土地等に係る固定資産税相当額3年間
- ②雇用促進助成・・・常時雇用者1人につき**年間30万円 3年間**
上限額 年間300万円

(5) ワーキングスティ@いまかね（平成28年度より実施）

◆事業概要

働く場所を選ばない職種の方で、まちづくりや田舎暮らしに興味のある方にモニターになってもらい、一定期間今金町で仕事をしながらの滞在を通して、移住の可能性を探る事業です。

◆事業内容

モニターには仕事のスキルを活かして、移住者を呼び込むための提案書を作成してもらいます。モニターには滞在のための住宅を提供します。滞在期間はおおむね1ヶ月以内で、住宅使用料は1日につき500円とします。

今金町役場 まちづくり推進課（☎82-0111）へお気軽にご相談ください。

④ 町有地活用による住宅建設支援事業

アパートの土地
貸します・売ります

◆概要

今金町内の住環境改善対策の一環として、アパート（集合住宅）を建てて、そのアパートを経営していただくために、希望により、市街地にある町有地を無償でお貸しするか、一般的な額より減額して譲渡することとしましたので、希望者を募集します。

これにより、「土地を取得する費用」や「土地の固定資産税（※貸与の場合）」が大きく軽減されることから、その経費に応じた適正な家賃で、住宅を提供していただくことを主な目的としております。

【貸与・譲渡の対象となる土地】（位置図をご参照ください）

| | 所在地 | 面積(m ²) | 備考 |
|---|------------------------------------|---------------------|----------------------------|
| ① | 字今金 118 番地の 13 字今金 118 番地の 15 | 847.23 | 日の出町、オランダ通り隣地（2筆まとめて譲渡・貸与） |
| ② | 字今金 435 番地の 369 字今金 435 番地の 370 | 855.35 | あったか団地分譲地（2筆まとめて譲渡・貸与） |

町有地貸与・譲渡予定地 位置図



①：日の出町、オランダ通隣地



②：あったか団地分譲地

必要条件

希望者は法人・個人を問いませんが、下記の条件を踏まえてアパートを建築し、かつご自身で経営する方を対象といたします。

少しでも多くの方に今金に住んでいただくため、お手伝いしていただける方のご応募をお待ちしております。

- 1、町内在住の個人または、町内に事業所がある法人であること
- 2、貸与・譲渡の契約後1年以内にアパート建設に着工し、原則として契約後2年以内に供用を開始すること
- 3、住宅数は2戸以上で1戸当たりの居住面積が30㎡以上であること
- 4、各戸に独立した玄関、居室、トイレ、風呂、台所があること
- 5、住宅数に相当する駐車場があること
- 6、適正な賃貸料金を設定し、入居者の確保に配慮すること
- 7、契約の解除や途中解除においては、原状回復して町に土地を返還すること
- 8、町税等の滞納や別件で多額の債務が無いこと

上記のほか、申請時には「資金計画」が必要となります。

この募集については、特に募集期間を設けず、平成28年3月1日から随時応募を受け付けることとし、応募申請書の提出があった時点で、適宜審査のうえ「貸与」または「売却」を決定することといたします。そのため、ご希望の町有地が提供できない場合もございますので、ご了承ください。

詳細については、下記担当までお問い合わせください。



【応募先・お問い合わせ先】

今金町役場 総務財政課 財政管財グループ（☎82-0111）